

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内の電気の使用者および発電者が被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出があった場合に限る。）には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続
きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給
地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供
給の申込みを行なった場合で、その申込みが2027年1月末日までに行なわれ、かつ、
その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないとき
(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供
給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1
接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。)は、
託送約款71(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その
工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：2027年1月末日)

2. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2027 年 1 月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および 66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2027 年 1 月末日）

4. 電気方式、電圧および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附則

1 本供給条件は、2026年2月1日から実施する。

以 上